

令和4年第2回定例会
議案等参考資料

1 議案第1号関係

おいらせ町特別支援教育就学奨励費支給要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 要保護者で、<u>保護法第12条に規定する生活扶助又は同法第13条に規定する教育扶助を受けている者</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(支給の方法)</p> <p>第8条 <u>教育長は、就学援助費を概算払により学校長に交付し、学校長は、受給者から提出された就学援助費の対象経費に係る領収書その他の支出の状況を明らかにする書類(以下「対象経費書類」という。)を確認し、速やかに受給者に支給するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、学校長は、就学奨励費の支給を教育長に依頼することができる。この場合においては、学校長は、受給者から提出された対象経費書類を教育長に提出するものとする。</u></p> <p>3 <u>教育長は、前項の規定による学校長からの依頼があったときは、対象経費書類を確認し、当該受給者に支給するものとする。</u></p> <p>4 <u>教育長は、前項の規定による当該年度分の</u></p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) <u>保護法第6条第2項に規定する要保護者で、同法第12条に規定する生活扶助又は同法第13条に規定する教育扶助を受けている者</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(支給の方法)</p> <p>第8条 <u>教育長は、学校長や受給者から提出された就学奨励費の対象経費に係る領収書その他の支出状況を明らかにする書類を確認し、4月から9月分の対象経費は上半期に、10月から翌年3月分の対象経費は下半期に学校長へ交付し、学校長は、速やかに受給者に支給するものとする。ただし、3月分学校給食費及び3月分通学費については、見込額により支給を行い、金額が確定したときには、速やかに精算し、支給した金額に不足があった場合は、不足分を受給者へ支給するものとする。</u></p> <p>2 <u>教育長は、前項の規定による当該年度分の就学奨励費の支給が完了したときは、特別支援教育就学奨励費個人別支給台帳(様式第4号)を作成するものとする。</u></p> <p>3 <u>同条第1項の規定により学校長から支給を受けた受給者は、受領書(様式第5号)を学校長を経由して教育長へ提出するものとする。</u></p>

改正案

現行

就学奨励費の支給が完了したときは、特別支援教育就学奨励費個人別支給台帳（様式第4号）を作成し、学校長に送付するものとする。

（支弁区分の決定の取消し）

第9条 略

(1)及び(2) 略

2 教育長は、前項の規定により就学援助費の支弁区分の決定を取り消したときは、特別支援教育就学奨励費支弁区分決定取消通知書（様式第5号）を学校長を経由して当該受給者に通知するものとする。

3 略

（返還）

第10条 略

（支弁区分の決定の取消し）

第9条 略

(1)及び(2) 略

2 教育長は、前項の規定により就学援助費の支弁区分の決定を取り消したときは、特別支援教育就学奨励費支弁区分決定取消通知書（様式第6号）を学校長を経由して当該受給者に通知するものとする。

3 略

（返還）

第10条 略

2 教育長は、第8条第1項ただし書きの規定により支給した金額に超過支給があった場合は、超過分を返還させることができる。

様式第5号（第9条関係）

支 弁 書

年 月 日

おいらね町教育委員会教育長 様

専攻、特別支援教育就学奨励費（ 別分）について下記のとおり返しをいたしました。

児童生徒氏名 _____

所属学校名 _____ 号 _____

記

女 _____ 号 _____

【内 訳】 単位：円

学校給食費	給養費	修学旅行費	特別奨励費多岐費	
			要修費	滞泊費
学用品・通学用品購入費	転入学児童化 就学用品・通学用品			合計

改正案

現行

様式第5号（第9号）

お送り日
年 月 日

（保護者氏名） 様

さいたま市教育委員会
教育長

特別支援教育推進委員会決定後経過通知書

様式の内容について、年度における特別支援教育推進委員会決定後経過通知書の下記のとおり取り替えましたのでお知らせいたします。

記

1. 児童生徒氏名

さいたま市立 学校 期 学年

2. 実務担当
氏名

3. 通知年月日
年 月 日

4. 取り替えた理由

様式第5号（第9号）

お送り日
年 月 日

（保護者氏名） 様

さいたま市教育委員会
教育長

特別支援教育推進委員会決定後経過通知書

様式の内容について、年度における特別支援教育推進委員会決定後経過通知書の下記のとおり取り替えましたのでお知らせいたします。

記

1. 児童生徒氏名

さいたま市立 学校 期 学年

2. 実務担当
氏名

3. 通知年月日
年 月 日

4. 取り替えた理由

2 議案第2号関係

おいらせ町特別支援教育就学奨励費の通学費支給に関する事務処理要領 新旧対照表
(抜粋)

改正案	現行
<p>(申請書の提出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 学校長は、前項の規定により申請書等の提出があったときは、通学の経路及び方法等について、児童生徒の心身の発達段階、障害の状態・特性及び通学の安全性等の実情を考慮して、<u>適当と認める場合には、申請書の学校記入欄に必要事項を記入</u>のうえ、申請書等を教育長に提出するものとする。</p> <p>(通学費の支給方法)</p> <p>第10条 <u>教育長は、第7条第1号及び第2号に規定する対象経費について、第8条第1項により提出された領収書等の確認を行い、受給者に支給するものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(返納)</p> <p>第12条 略</p>	<p>(申請書の提出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 学校長は、前項の規定により申請書等の提出があったときは、通学の経路及び方法等について、児童生徒の心身の発達段階、障害の状態・特性及び通学の安全性等の実情を考慮して、<u>適当と認める場合には、申請書の学校記入欄に必要事項を記入押印</u>のうえ、申請書等を教育長に提出するものとする。</p> <p>(通学費の支給方法)</p> <p>第10条 <u>教育長は、第7条第1号及び第2号に規定する対象経費について、第8条第1項により提出された領収書等の確認を行い、4月から9月分は上半期分として、10月から翌年3月分は下半期分として学校長へ交付し、学校長は、速やかに受給者へ支給するものとする。ただし、3月分については、見込額により支給を行い、金額が確定したときには、速やかに精算し、支給した金額に不足があった場合は、不足分を受給者へ支給するものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(返納)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 <u>教育長は、第10条第1項ただし書き以降の規定により支給した金額に超過支給があった場合は、超過分を返還させることができる。</u></p>

改正案

現行

様式第1号（第4角部分）

通学費支給申請書

年 月 日

さいたま市教育委員会教育課 課

申請者住所 〒

姓 名

姓 名

記述の件について、さいたま市立特別支援教育実践学習支援費に係る通学費の支給を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

記

児童名姓氏名	第 学年	年 月 日	男・女
児童住所住所	〒		
申請の理由			
家 族 構 成			
氏 名	性別	年 齢	職 業 (就 学 先)

通 学 経 路 及 び 方 法 等

区分(どちらかに○印)	通学時間	距離	通学に利用する交通機関等(○印)
通学以外の通学費	自 宅 4 軒 寄附費	. 30	電車・バス等、自転車、タクシー
通 学 費 保 険	寄附費→通学経路費	. 30	電車・バス等、自転車、タクシー
	通学経路費→自 宅	. 30	電車・バス等、自転車、タクシー

※通学に利用する通学経路費(※式第2号)を添付すること。
 ※自家用自転車を利用する場合は、通学に使用する車の車検証のコピーを添付すること。
 ※家庭用自転車がない場合は、通学費支給申請書(※式第1号)を2枚添付すること。(2枚目には家庭用自転車のない記入)

学 校 記 入 欄
 上記申請は、審査と認めらるる旨を通知いたします。
 年 月 日
 さいたま市立 学校
 校長

様式第1号（第4角部分）

通学費支給申請書

年 月 日

さいたま市教育委員会教育課 課

申請者住所 〒

姓 名

姓 名

記述の件について、さいたま市立特別支援教育実践学習支援費に係る通学費の支給を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

記

児童名姓氏名	第 学年	年 月 日	男・女
児童住所住所	〒		
申請の理由			
家 族 構 成			
氏 名	性別	年 齢	職 業 (就 学 先)

通 学 経 路 及 び 方 法 等

区分(どちらかに○印)	通学時間	距離	通学に利用する交通機関等(○印)
通学以外の通学費	自 宅 4 軒 寄附費	. 30	電車・バス等、自転車、タクシー
通 学 費 保 険	寄附費→通学経路費	. 30	電車・バス等、自転車、タクシー
	通学経路費→自 宅	. 30	電車・バス等、自転車、タクシー

※通学に利用する通学経路費(※式第2号)を添付すること。
 ※自家用自転車を利用する場合は、通学に使用する車の車検証のコピーを添付すること。
 ※家庭用自転車がない場合は、通学費支給申請書(※式第1号)を2枚添付すること。(2枚目には家庭用自転車のない記入)

学 校 記 入 欄
 上記申請は、審査と認めらるる旨を通知いたします。
 年 月 日
 さいたま市立 学校
 校長

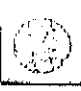


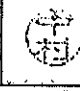



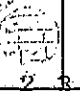
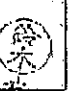

3 議案第3号関係

おいらせ町子ども会育成連合会補助金交付要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案		現行	
別表 (第3条関係)		別表 (第3条関係)	
補助対象費目	補助対象経費	補助対象費目	補助対象経費
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略
光熱水費	ガス燃料費	光熱水費	ガス燃料費
手数料	クリーニング代、振込手数料など	(新設)	
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略

4 協議第1号関係

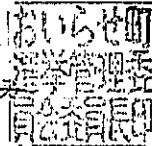
おいらせ町明るい選挙推進協議会委員の推薦依頼通知

会長	副会長	幹事	委員	委員	委員	委員	委員	委員	担当
									

令和4年1月21日

おいらせ町教育委員会
 教育長 松 林 義 一 様

おいらせ町選挙管理委員会
 委員長 相 坂 一 様

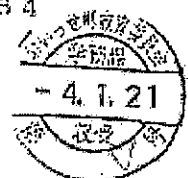


おいらせ町明るい選挙推進協議会委員の推薦について（依頼）

新春の候、ご職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
 さて、当協議会は選挙普及や研究会等への参加など、明るい選挙を推進し民主政治の健全なる発展を図るための活動をしております。
 つきましては、貴団体構成員の中からも当協議会委員に委嘱したいと存じますので、同封の推薦書に必要事項をご記入の上、3月7日（月）までにご推薦くださるようお願いいたします。

※ 特定の選挙運動員や政治活動を行っている方、各種選挙の候補者やその親族の方は、当協議会の委員になることができませんのでご注意ください。

担 当 おいらせ町選挙管理委員会
 書記 相 坂 雄 一
 電 話 0178-55-2166
 F A X 0178-56-4364



5 報告第1号関係

令和3年度 おいらせ町教育奨励賞表彰者数

令和4年2月3日現在

学 校 名	表彰者数	R2年度		表彰者数
		スポーツ関係	文化関係	
下 田 小 学 校	3		3	
木 内 々 小 学 校				4
木ノ下小学校	65	9	56	15
百 石 小 学 校	4	1	3	7
甲 洋 小 学 校	1		1	11
小 計	73	10	63	37
下 田 小 学 校				
木ノ下中学校	3	2	1	1
百 石 中 学 校	1			
小 計	4	2	2	2
合 計	77	12	65	39